

令和4年度あいとぴあ助成金 募集要項

狛江市社会福祉協議会では、地域福祉の充実を目的に、市内で福祉活動を行う団体及び町会・自治会を対象に助成し支援を行います。

あいとぴあ助成事業は、共同募金歳末たすけあい運動の配分金を財源として実施しています。

1 助成対象団体

(1) 次に挙げるすべての条件に該当する団体（以下「団体」という。）を対象とします。

- ① 障がい児(者)、児童、高齢者、ひとり親家庭等福祉の向上、又は健全育成等を目的としている団体
- ② 狛江市に拠点を有し、市内を中心に活動している団体
- ③ 規約を有し、それに基づいて代表を置くとともに、意思決定の機関及び会計監査の機能を備えている団体
- ④ 社会福祉協議会の会員（令和4年度）になっている団体
- ⑤ 社会福祉法人格を持たない団体
- ⑥ その他社会福祉協議会会長が認める団体

(2) 狛江市内に拠点を有する町会・自治会等（以下「町会・自治会等」という。）を対象とします。

2 助成対象事業・助成金額等

(1) 助成対象事業・助成金額

事業番号	事業区分	助成対象	事業内容	助成申請上限金額
1	調査・研究活動	団体	地域福祉に関する調査・研究活動に関する経費	100,000円
2	研修	団体	職員・スタッフ等の参加を中心とする研修会に関する経費	100,000円
3	啓発活動	団体	広く地域住民を対象に啓発を目的として行う講演会・講座・リーフレット作成等に関する経費	100,000円
4	地域交流事業	団体	地域交流等の地域住民の相互理解を深めるような活動に関する経費	100,000円
5	新規事業開始経費	団体	既存団体が新規事業を開始する際にかかる経費	30,000円
6	団体開設経費	団体 *6/1時点で団体設立後1年に満たない団体が対象です。	新たな団体を開設して事業を開始する際にかかる経費	200,000円
7	町会・自治会地域福祉活動	町会・自治会等	町会・自治会等区域内で行う高齢者、子ども又は障がい者を対象とした福祉活動及び地域住民同士の交流、関係づくりを目的とした活動に関する経費	30,000円 ※1,000世帯以上が加入する町会・自治会
				20,000円 ※1,000世帯未満が加入する町会・自治会

(2) 対象とならない事業

- ① 前年度のあいとぴあ助成事業と同一の目的、内容等で実施される事業
※前年度交付決定を受けた場合。
- ② 複数の事業、イベント等を複合している事業
- ③ 会報、機関紙の発行事業
- ④ 収益を目的とした事業
- ⑤ チャリティーを主目的とした事業
- ⑥ 選挙、政治、宗教活動を目的とした事業
- ⑦ 助成金審査委員会が不相当と認める事業

(3) 申請可能な事業について

- ① 団体により申請できる事業は異なります。
- ② 1団体につき申請できるのは1事業です。

3 対象となる経費・期間

(1) 「団体」の申請事業で、対象となる経費、対象とならない経費

対象となる経費	対象とならない経費
①事業実施に直接要する経費 例：消耗品購入費用、会場利用料、講師謝礼、賃借料	①管理費 例：人件費、光熱費 等
②保険加入費用 例：行事保険加入費用	②個人にかかる損害保険経費 例：ボランティア保険 等
③助成金審査委員会が適当と認める経費	③消耗品以外の物品購入費 ※新規事業開始経費及び団体開設経費については、可能とする
	④慰労会等の飲食経費
	⑤スタッフ等に支払う謝礼及び実費弁償費
	⑥助成金審査委員会が不相当と認める経費

(2) 「町会・自治会等」の申請事業で対象となる経費、対象とならない経費

対象となる経費	対象とならない経費
事業実施に直接要する賃借料、諸謝金 例：交流イベント実施に関する物品の賃借料 例：福祉講座実施に関する講師への謝礼金	左記の経費以外は対象とならない。

(3) 令和4年6月1日以降に事業を開始し、令和5年3月31日までに事業完了見込みの経費に限ります。

(4) 申請内容に対象とならない経費が含まれていた場合には、申請金額から対象とならない経費を減額して審査いたします。

4 助成金の決定

助成金の決定は、原則として次のように行ないます。

- (1) 一次審査では、事務局においてその団体・事業内容が申請要件に該当するか否かを書面にて審査します。
- (2) 二次審査は、社会福祉協議会の理事、評議員や市民の方々に構成される「助成金審査委員会」において、申請の内容から実行性、必要性などについて採点し審査します。

① 「団体」の申請に関する二次審査の方法

- ・「助成金審査委員会」において約10分間のプレゼンテーション審査（説明約5分間、質疑約5分間）を行いますので、指定した日時に必ず出席していただきます。
- ・令和4年度あいとぴあ助成金予算の範囲内で、採点結果に応じた割合で分割した助成金額を決定します。

二次審査日：令和4年5月20日（金）午後2時～ *申請受付順に実施

② 「町会・自治会等」の申請に関する二次審査の方法

- ・「助成金審査委員会」において書面にて審査を行います。プレゼンテーション審査は行いません。
- ・審査の結果、合計点数の過半数以上の場合は申請額の満額を助成し、過半数未満は助成しません。

(3) 決定通知

審査結果を5月下旬に文書にて通知します。

通知前に事業執行したものは助成対象となりませんのでご注意ください。

5 助成金の交付

助成金は、助成が決定した団体から所定の助成金請求書を受け、振込みにより交付します。

6 あいとぴあ助成事業であることの周知

助成事業の実施にあたっては、あいとぴあ助成金を受けて実施していることを周知してください。

(1) 周知の内容

「共同募金歳末たすけあい運動の配分金を財源にした、狛江市社会福祉協議会が行うあいとぴあ助成金を受けて実施している」ことを周知する。

(2) 周知の方法について

- ① 事業で配布するチラシやパンフレット等に記載をする。
- ② その他の方法にて参加者等へ周知する。

(3) その他

あいとぴあ助成事業の確認（見学・視察等）や、事業の様子を記録した写真データの提供の他、当会ホームページに助成事業について掲載させていただく依頼をする場合があります。

7 実施報告

助成事業が完了したときは、**助成事業の完了から2か月以内**に所定の実施報告書に關係書類を添えて提出してください。ただし、**最終提出期限は令和5年4月14日（金）まで**といたします。

実施報告書には、経費を証明するもの（例：領収書、レシート等）を提出していただきます。

報告された事業内容は、社会福祉協議会から東京都共同募金会へ報告するとともに、中央共同募金会ホームページに掲載します。

提出書類が揃わない場合や、申請事業を中止する場合、返金が生じる場合には、必ず社会福祉協議会にご連絡ください。

8 助成金の返還

次のいずれかに該当したときは、交付した助成金の全部又は一部を返還していただきます。

- ・ 偽りその他不正な手段により助成の交付を受けたとき
- ・ 助成金をその助成事業以外の用途に使用したとき
- ・ 条件を付して交付決定したその事項に違反したとき

9 申込期間

令和4年4月15日(金)～令和4年5月13日(金)17時まで

10 申込方法

(1)「団体」の申込方法

下記、①～④の書類をそろえ、申込期間内に社会福祉協議会窓口へ提出してください。

- ① 令和4年度あいとぴあ助成金交付申請書
当会ホームページからダウンロードしてください。
- ② 団体の収支予算書
- ③ 団体の会則・事業概要にかかわるもの
- ④ 経費の見込みがわかる書類（例：見積書等）
※申込時にプレゼンテーションの日時を通知いたします。

(2)「町会・自治会等」の申込方法

下記、①、②の書類をそろえ、上記期間内に社会福祉協議会窓口へ提出してください。

- ① 令和4年度あいとぴあ助成金交付申請書
当会ホームページからダウンロードしてください。
- ② 役員名簿（町会・自治会等）

11 歳末たすけあい運動への協力

本助成事業は、共同募金歳末たすけあい運動の配分金を財源としています。

助成団体には、令和4年12月1日から行われる共同募金歳末たすけあい運動への協力をお願いします。

12 問い合わせ・提出先

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会 地域総務係 あいとぴあ助成金担当

〒201-0013 狛江市元和泉2-35-1

電話番号 03-3488-0294（代表） FAX 03-3430-9779

ホームページアドレス <https://welfare.komae.org/>